

## 大山ヒルズ見学会

伯耆町真野にある競走馬トレーニング施設「大山ヒルズ」で、一般の人を対象にした見学会を開催します。

**と き** 10月26日(土) 8:30~10:00

**内 容** 競走馬の調教や施設の見学

**定 員** 25組(50人)  
※申込み多数の場合は抽選

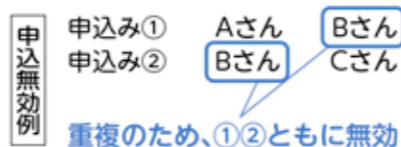
**申込期限** 10月11日(金) 必着

**申込方法** 往復はがきに必要事項を記入のうえ、郵送してください。



### 往復はがき記入方法

(返信 表) 〒689-4133 大山ヒルズ見学会 〒689-4133 伯耆町真野3-1-1 大山ヒルズ見学会	(返信 裏) 何も書かないでください。 〒689-4133 伯耆町真野3-1-1 大山ヒルズ見学会	(返信 表) 〒〇〇〇-〇〇〇〇 申込代表者の氏名 〒〇〇〇-〇〇〇〇 申込代表者の住所	(返信 裏) 1人 2人 3人 申込代表者の住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 申込代表者の氏名
--	---	--	---



- 注意**
- 申込みは1組1通まで(2通目以降の申込みや、同一人物が重複しての申込みは無効とします)。
  - 1通で2人まで申込みできます。
  - 天災、その他やむを得ない事情により、日程変更または見学会中止となる場合があります。
  - 施設内でカサは使用できません。雨天用にカッパを準備してください。
  - 当日は、動きやすい靴、服装でお越しください。

**問い合わせ先** 企画課 経営企画室 TEL:0859-68-4212

## 年金生活者支援給付金制度が令和元年10月1日からはじまります

年金生活者支援給付金とは、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するため、年金に上乗せして支給される給付金です。

給付金の受け取りには請求書の提出が必要です。詳しい案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が行います。

### 対象者

#### ■ 老齢基礎年金を受給している人

- 以下の要件をすべて満たしている必要があります
- 65歳以上である
  - 世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
  - 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

#### ■ 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人

- 以下の要件を満たしている必要があります
- 前年の所得額が約462万円以下である

### 申請方法

#### ① 平成31年4月1日以前から年金を受給している人

日本年金機構から対象者へ、請求手続きの案内が9月上旬から順次発送されます。案内に同封されているハガキ(年金生活者支援給付金請求書)を記入し提出してください。

#### ② 平成31年4月2日以降に年金を受給しはじめた人

年金の請求手続きと併せて年金事務所等で請求手続きをしてください。

※日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

**問い合わせ先** 『給付金専用ダイヤル』 TEL:0570-05-4092(ナビダイヤル)

## 特定計量器定期検査

計量器(はかり)を取引又は証明上の計量に使用している会社、商工業者、農林漁業者、団体、医療機関、学校、官公庁などは、その計量器について、県が行う定期検査を受けなければなりません。次のとおり定期検査を実施しますので、必ず受検してください。

### ● と き/ところ

① 10月18日(金) 11:00~15:00 / 伯耆町農村環境改善センター

② 10月24日(木) 13:00~15:00 / 溝口武道館

### 検査の対象となる「はかり」の使用例

- 商取引
- 材料購入
- 製品出荷
- 商品の重量詰め込み
- 農家の直販
- 宅配便の取り次ぎ
- 身体測定・健康診断の体重測定
- 薬の調剤

### その他

この検査は2年に1回実施します。2年以内(前回の定期検査以降)に購入された「はかり」は、検査を免除されますので、県又は商工観光課にお知らせください。

**問い合わせ先** 商工観光課 TEL:0859-68-4211 / 鳥取県くらしの安心推進課 TEL:0857-26-7601

この検査を受けずに、取引又は証明上の計量に「はかり」を使用すると計量法違反として処罰されることがあります。(違反の罰則は50万円以下の罰金)

### 計量士による検査

県が行う定期検査(集合検査)以外に、計量士による検査を受けることができます。計量士による検査を希望される場合は、次の計量士へご連絡ください。

#### 県西部の計量士

氏名	連絡先	電話番号
松村計量器店	米子市稲町1丁目163-4	0859-33-5311
はんな計測事務所	米子市博労町4丁目188	0859-34-9582
楠計量機	米子市立町4丁目163	0859-22-4089

## 保育所、認定こども園、幼稚園などの保育料が無償化されます

10月1日から、幼児教育・保育の無償化が始まります。無償化の対象は3歳から5歳までの保育所などを利用する子どもの保育料です(0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもも対象です)。

### 【無償化対象施設など】

施設等の種類	保育の必要性の認定(注1)	対象者	無償化上限額(月額)(注2)
保育所、認定こども園、事業所内保育、小規模保育、家庭的保育	あり	● 3歳以上児~ ● 住民税非課税世帯の0~2歳児	全額(※延長保育料は対象外)
認定こども園(教育時間利用)	なし	● 満3歳~	全額
幼稚園	なし	● 満3歳~	25,700円まで(※新制度幼稚園は全額)
幼稚園の預かり保育	あり	● 3歳以上児~ ● 住民税非課税世帯の満3歳児	11,300円まで 16,300円まで
認可外保育施設等(※所在市町村が無償化対象施設と確認した施設のみ)	あり	● 3歳以上児~ ● 住民税非課税世帯の0~2歳児	37,000円まで 42,000円まで

(注1) 市町村から保育が必要(就労等により子どもを預けることが必要)との認定を受けること  
(注2) 保育料が上限額を超える部分は保護者負担となります

次に該当する人が無償化制度を受けるには申請が必要です。

- ・ 幼稚園や認定こども園での預かり保育を利用している人
  - ・ 認可外保育施設を利用している人
  - ・ 事業所内保育施設、家庭的保育を利用している人で保育が必要であることの認定を受けていない人
- ※町内の公立保育施設を利用している人は手続きは不要です。 ※申請手続きについては入所施設にご確認ください。

**問い合わせ先** 福祉課 福祉支援室 TEL:0859-68-5534